辺野古沿岸への米軍新基地建設に向けた事前調査の強行と 海上自衛隊の出動に対して抗議する決議

- 1 日米両政府は、1996年12月のSACO最終報告により、沖縄県内に代替施設を建設することを条件に普天間基地を閉鎖することを合意し、その後、いったん名護市辺野古沖に海上基地を建設する海上案が決定された。しかし、環境影響評価に先立って強行しようとした海上ボーリング調査に対する地元での反対運動の結果、2005年10月、政府は正式に海上案を断念した。しかし、政府は計画をキャンプシュワブを中心とした沿岸案に変更し、引き続き普天間基地の県内移設を強行しようとしている。
- 2 そして、本年4月、防衛省は、沿岸案の実施のため、「事前調査」と称して建設予定地の海域の現地調査を再び強行してきた。これに対し、地元では100人を越える座り込みが組織され、海上においても、漁船やカヌーが繰り出され、ダイバーたちも海中で抗議行動を続けている。このような抗議活動の中、政府は、この現地調査のために海上自衛隊の掃海母艦「ぶんご」を派遣する、という暴挙に及んだ。さらに本日までの間、派遣された海上自衛隊の潜水要員が那覇防衛施設局の海上作業に参加するに至っている。「ぶんご」は、不測の事態に備えて出動させた、と説明されており、久間防衛相は、その派遣根拠を「省庁間協力」としつつも、17日の参院外交防衛委員会において、派遣は反対派による阻止行動があっても調査できるようにする狙いであることを明らかにした。
- 3 辺野古で行われている「事前調査」は、那覇防衛施設局が民間業者に委託して、海域のサンゴの産卵状況や生息動物などの調査、海象調査などを行うものであって、これらの業務は環境調査の専門家が行うべき業務であって、海上自衛隊が「省庁間協力」によって関与する必要性は何ら存しないものである。他方で、自衛隊が、その任務の一つとされている自衛隊法上の警護、治安維持活動を考慮しても、まったくその要件を満たしうるものではない。調査現場では、強力な抗議行動が展開されているのに対し、第11海上保安本部が大量に艦船を出動させてその弾圧を図っているが、これは海上での警察活動であって、そこに自衛隊が関与する法的権限も一切存しない。このように、海上自衛隊が関与する必要性も法的な根拠も存しないにもかかわらず、具体的な活動内容を何ら明らかにしないまま、「不測の事態に備える」として、現地調査に自衛艦を派遣するのは、軍事力による威嚇によって沖縄県民の声を封じ込めようというものにほかならず、許し難い暴挙である。沖縄県民は、沖縄戦で、自らを守ってくれると信じていた日本軍により、戦闘の妨げになるとして死地に追いやられ、またスパイとして惨殺されるなどの被害をうけたのであり、今回の「ぶんご」の派遣は、その悪夢を思い出させるものである。これに対しては、新基地建設を推進している仲井真弘多沖縄県知事でさえも、県民感情を考慮して批判しているのであり、政府はこの声に耳を傾けるべきである。
- 4 今回のような暴挙を容認するならば、これからも、市民が政府に反対して行動しようとすれば、そこに何ら理由も示さずに安易に自衛隊を派遣し、威圧することができるようになるであろう。自民党新憲法草案では、新たな「自衛軍」の主要な任務の一つとして治安維持活動が挙げられているが、「ぶんご」の派遣は、その先取りであり、市民の政治活動の自由をはじめとした基本的人権を軍事力によって圧殺するものであり、安倍政権の進める改憲の危険性を端的に示しているといえる。
- 5 自由法曹団は辺野古への新基地建設に反対する住民の運動を支持し、事前調査の強行及び海上自衛隊の出動に強く抗議するとともに、政府に対して次の行動を求める。
 - ①直ちに辺野古への新基地建設を中止し、普天間基地の無条件返還を米国政府に求めること。
 - ②現在進められている普天間代替施設についての調査活動を全て中止し、「ぶんご」を撤収させること。

2007年5月21日

自由法曹団熊本研究討論集会